

合唱コンクールを間近に控え、朝、昼休み、放課後と校舎から美しい歌声が聞こえてきます。どのクラスも練習の成果を発揮して、素晴らしいコンクールとなることを期待しています。

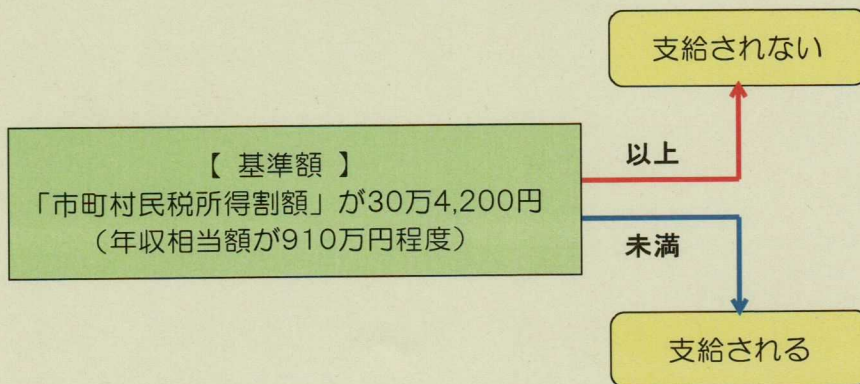
さて、今回は、昨年度から変わった「高等学校等就学支援金」の概要についてお知らせします。

■ 高等学校等就学支援金について

昨年度から「高等学校等就学支援金」制度が変わっています。

旧制度では、全家庭を対象に公立高校の授業料を無償にすることと、私立高校の授業料に「就学支援金」を支給することをやっていましたが、依然として私立高校と県立高校の授業料の格差が大きく、私立高校へ進学する場合は経済的な負担が大きい現状がありました。現制度では、基準額以上の収入がある家庭では授業料を負担することになりましたが、収入に応じて就学支援金の加算がこれまで以上に拡大されたことで、経済状況にかかわらず希望にそった進路選択ができるようになっています。

- 一定の収入未満の家庭に、国公立問わず、高校等の授業料の支援として「就学支援金」が支給されますが、その基準額以上の収入がある家庭の場合は授業料を負担することになります。



- ◆ 公立・私立の全日制、高等専門学校は月額9,900円
- ◆ 国立は月額9,600円
- ◆ 公立の定時制は月額2,700円、通信制は月額520円
- ◆ 私立の定時制・通信制は月額9,900円
- ◆ 国立・公立の特別支援学校の高等部は月額400円
- ◆ 単位制の場合は支給額が異なります
1単位あたり年額4,812円
通算で74単位が上限、年間の支給対象は30単位

- 私立高校では、「市町村民税所得割額」に応じてさらに増額されます。

市町村民税所得割額	相当年収額	支援金の加算総額
～15万4,500円未満	350～590万円程度	1.5倍（全日制の場合14,850円／月）
～5万1,300円未満	250～350万円程度	2.0倍（全日制の場合19,800円／月）
0円（非課税）	250万円程度未満	2.5倍（全日制の場合24,750円／月）

- ◆ 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算によって判断されます
- ◆ 年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生以上1人、中学生1人の4人世帯の場合を想定した目安になります

- 「就学支援金」を受け取るためには、高校に入学後「申請書」と「課税証明書」の提出が必要になります。これらは、「就学支援金」を受け取るために毎年提出することになります。